

新型コロナウイルス感染症から県民の生命と  
暮らしを守るための緊急提言

令和2年4月24日

山形県議会

— 提言にあたって —

3月31日に本県内で初の新型コロナウイルスへの感染が確認されて以来、本県各地で66例の感染が確認されている。

また、4月16日には政府より「新型コロナウイルス感染症」の感染防止に向けた緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大されている。

この間、執行部においては国、市町村、検査機関である衛生研究所、医療機関とも緊密に連携し、改正新型インフルエンザ等対策措置法等に基づく措置に全力で取り組んでいることに加え、4月18日からは県境部における通過車両搭乗者等を対象に体温計測を試行するなど本県独自の取組みも行われている。

新型コロナウイルス感染は県民の暮らしを大きく制約するとともに、経済活動にも大きな打撃を与えるなど切実な状況となっている。

県議会においては、このような未曾有の状況の中で、各議員が日頃の議員活動の中で確認した状況等を踏まえ、各常任委員会毎に執行部に対する提言として意見集約するとともに、4月23日に開催した閉会中の常任委員会においても新型コロナウイルス対策について集中審査するなど各委員から多様な質問・意見の開陳があった。

本提言は、以上の経過により、新型コロナウイルス感染の状況を鑑み、執行部として当面講ずべき対策についてとりまとめ、これを緊急提言するものである。

## 新型コロナウイルス感染症から県民の生命と暮らしを守るための緊急提言

新型コロナウイルスが世界的に蔓延し未曾有の事態にある中で、本県でも66例の感染が確認されている。殊に本県では三世代同居が多いという状況などから家族内及び親族間クラスターが発生しているというのが特徴となっている。

まずは、感染拡大を抑止し県民の生命と暮らしを守ることが最も重要であり、このために万全の対策を講じていくべきである。

また、このような状況の中で、膨大な相談業務やウイルス検査業務に従事している方々、また、日夜奮闘している医療従事者やそれぞれの現場で感染防止対策に努力している方々に対して敬意を表するとともに深く感謝するものである。

新型コロナウイルスの影響により、県民の日常生活は制約され、本来自由であるべき各所との往来や経済活動が大きく制限されるなど身動きがとれない状況となっている。

産業においては、飲食や観光業などのサービス業を中心に大きな打撃を受けており、農林水産業においても需要の落ち込みにより生産に影響が及んでいる。

学校においても、長引く休校措置による教育の停滞を受けて、学習の遅れなどに対して今後いかに対応していくべきかが問われている。

このような状況を踏まえ県民の生命・健康と暮らしを守るため、県議会として県行政に対して以下のとおり提案するとともに、県議会は、新型コロナウイルス感染症というこれまでに経験したことがない危機的状況を乗り越えるため県民とともに立ち向かうものである。

- 1 新型コロナウイルス感染対策は、強い決意の下、県民や県内各界の協力を得て全県挙げて取り組んでいくこと。
- 2 感染を拡大させないよう万全の対策を講ずること。

- 3 医療崩壊を招かないような適切な医療提供体制を堅持するとともに、新型コロナウイルス感染症から、現場の医療従事者等の安全と健康を守るため十分な対策を講ずること。
- 4 今般の新型コロナウイルス感染による経済活動の停滞により収入が減少する事業者・労働者・農林水産漁業者に対して充実した支援策を講ずること。  
また、現下の状況を踏まえ、企業活動に対する規制等も必要に応じて柔軟に対応すべきであること。
- 5 学校の休校措置等に伴う教育活動の停滞に対して適切な措置を講ずること。
- 6 外出自粛の動きに乗じた新たな形態の犯罪を徹底的に抑止していくこと。
- 7 感染者やその家族、医療従事者等が不当な差別や偏見を受けることがないように対策を講じること。

令和2年4月24日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

山形県議会議長 金澤 忠一

1 新型コロナウイルス感染対策は、強い決意の下、県民や県内各界の協力を得て全県挙げて取り組んでいくこと。

【主な意見】

- (1) 10万人当たりの感染者は東北で最も多く、更なる注意喚起が必要(総務)
- (2) 対策にあたっての委託業者やOB等の協力支援の確保(総務)
- (3) 県内市町村間の感染対策、経済対策に格差が生じている(総務、厚環)
- (4) テレビ番組等による県民への強力な危機意識喚起(総務)
- (5) 市町村及び関係機関・団体との連携を密にする必要がある(総務)
- (6) 新型コロナウイルス感染に加え、地震・水害等の自然災害が発生する最悪の事態に対する備えと、今回の感染対策の経験・ノウハウの蓄積と将来の不測の事態に対する備えが必要(総務)
- (7) テレビを見ない世代を対象としたSNSの活用による呼びかけ(文公)
- (8) 県内外との往来自粛に向けた警察からの注意喚起(文公)
- (9) 事態の重大性・危機感・深刻さを知事自らが表情を含め強力に発信が必要(厚環)
- (10) 県民の不安を取り除くため医療機関等の感染者受け入れ体制の明確な情報発信(厚環)
- (11) 財政力に課題を抱えた市町村への支援(商工)

## 2 感染を拡大させないよう万全の対策を講ずること。

### 【主な意見】

- (1) 軽度感染者、無症状感染者を収容するための宿泊待機場所の確保(総務、厚環)
- (2) 三世帯同居に対する感染防止策の啓発及び取組みの支援(総務)
- (3) ソーシャルディスタンスの徹底した「見える化」が必要。店舗等では貼り紙などにより注意喚起しているが、理解している人としていない人がいる(特に高齢者)。○や×、足裏のイラスト等で分かりやすく示すことを県内各店舗に呼び掛けてはどうか。(総務)
- (4) 県境における検温に当たっての体制づくりとより実効性のある対策の実施(文公)
- (5) 家庭や企業などの集団に対する感染防止・予防策の更なる徹底(厚環)
- (6) 感染者の受け入れ態勢充実、院内感染防止の徹底(厚環)
- (7) 「感染した障がい者」の付添人に対する感染防止対策(厚環)
- (8) 発熱外来の設置やドライブスルーPCR検査の導入検討(厚環)
- (9) 山形県の感染者数は人口対比で東北において群を抜いて多い状況。気を引き締める必要があるし、記者会見の姿勢も個人情報に配慮しながらの事実のお知らせに過ぎず注意意識を高めるための会見では不十分ではないか。4/19の米沢市の感染は注意が徹底していないことを示したものとみられる。(厚環)
- (10) スーパーなど自粛期間中も必要とされる業種に対する感染防止対策の指導・啓発の強化と必要な支援(商工)

- 3 医療崩壊を招かないような適切な医療提供体制を堅持するとともに、新型コロナウイルス感染症から、現場の医療従事者等の安全と健康を守るため十分な対策を講ずること。

**【主な意見】**

- (1) 対策に従事する職員の健康管理を含めた労働安全衛生への配慮(総務)
- (2) 対策にあたっての委託業者や医療職などOB等の協力支援の確保(総務、厚環)
- (3) 医療職をはじめとした職員の感染対策と健康管理への留意(総務)
- (4) 医療従事者への危険手当の拡充と、帰宅できない等の医療従事者への居住（ホテル）などの確保と助成(厚環、商工)
- (5) 発熱外来の設置やドライブスルーPCR検査の導入検討(厚環-再-)
- (6) 医療崩壊を招かないよう症状に応じた病院の機能分担、病床確保等(厚環)
- (7) 医療機関に必要な医療資材（マスク、グローブ、ガウン、アイシールド、消毒用エタノール）の追加支援(厚環)
- (8) 重篤な患者に有効な「人工心肺装置 ECMO」など効果的な医療器具の充足(厚環)

- 4 今般の新型コロナウイルス感染による経済活動の停滞により収入が減少する事業者・労働者・農林水産漁業者に対して充実した支援策を講ずること。また、現下の状況を踏まえ、企業活動に対する規制等も必要に応じて柔軟に対応すべきであること。

【主な意見】

- (1) 事業者に対する家賃・借地料に対する支援を講ずるとともに、国の制度活用に向けた周知徹底を図ること（総務、建設）
- (2) 学校給食停止に伴う小規模事業者への影響対策（文公）
- (3) スクールバス委託業者等学校閉校に伴う事業者への影響に対する支援（文公）
- (4) ビニールハウス、農産物直売所での感染防止対策（農林）
- (5) さくらんぼ収穫期の人手確保策として、仕事が減った観光・飲食業等の人材活用・斡旋（農林）
- (6) 新型コロナウイルスの影響に伴う需要減により農林水産物の価格が下降する中での生産者への支援強化と県内の農産物出荷時期に対応した消費喚起策（農林）
- (7) 新型コロナウイルス感染症終息期におけるさくらんぼ等消費拡大キャンペーンの展開（農林）
- (8) 山形牛、米沢牛の価格下落に対応した農産物の学校給食の提供やふるさと納税返礼品としての活用（農林）
- (9) 小規模小売店・飲食業に対する県独自の支援の実施（商工）
- (10) 工場等における消毒に対する支援（商工）
- (11) 県による雇用調整助成金の上乗せ（商工）
- (12) 打撃を受けた企業に対する法人事業税の猶予による経済の底冷えの回避と金融機関に対する貸し付け条件の見直しの要請（商工）
- (13) 労働局と連携した雇用の維持と継続（商工）
- (14) 商工業振興資金融資において、コロナウイルスが原因による場合、設定した要件を満たした場合スピード感をもって融資決定すること。また、融資を受けようとする際社会保険労務士に業務依頼した際の費用助成制度を創設すること。（商工）
- (15) 文化・スポーツイベント等の中止状況等、アーティスト・関係団体等への影響調査をおこない、活動の維持・継続のための支援策を検討すること（商工）
- (16) 経済対策については地方と国の役割を峻別し、抜かりなく困窮者に届くようにすることが必要（商工）
- (17) 建設工事について、新型コロナウイルス感染症に起因した資材不足などによる工期の遅れに対する寛容な対応、柔軟な工期の設定および見直し、人材の確保（建設）

5 学校の休校措置等に伴う教育活動の停滞に対して適切な措置を講ずること。

【主な意見】

- (1) 児童・生徒の悩みに寄り添った相談体制の充実(文公)
- (2) ユーチューブを活用した授業やスマホを活用した習熟度確認等これまでにない教育の展開も検討していくべき(文公)
- (3) 先進例と民間の知見を鑑み I C T 教育を進めていくことが必要(文公)
- (4) これまでの部活動での努力を無にしない、スポーツ大会、芸術文化催事などの中止に伴う代替え案を含めた柔軟な対応(文公)
- (5) 外出自粛に伴う児童生徒への適切なストレス対策(文公)
- (6) 特別支援学校の休校解除は(基礎疾患等の状況をみて)より慎重に対応を(文公)
- (7) 小中学校の開校に向けては、マスク・消毒液・体温計の不足に対して県が支援すべき(文公)
- (8) 学校によって授業の進捗に差が出ないように明確で柔軟な指針や基準を打ち出すことが求められる(文公)
- (9) 私立高校ではオンライン授業が始まっているが、県立高校においても新型コロナウイルスとの戦いが長期化することも見据えた検討が必要(文公)
- (10) 休校中の生活における様々な不安や悩みを受けとめる「心のケア対策」の充実について(文公)
- (11) 閉校中における食事を含めた児童・生徒の健康管理が必要(文公)
- (12) 長期の休校のストレスに伴う子供の虐待発生を阻止する対策について(文公)
- (13) 教職員及び警察官から感染者を出さないための対策が必要(文公)

6 外出自粛の動きに乗じた新たな形態の犯罪を徹底的に抑止していくこと

【主な意見】

- (1) 人が家に引きこもっている状況だと、普段とは違った形での犯罪や詐欺が危惧されるが、これらに対する万全の防犯対策(文公)
- (2) コロナ対策事犯への啓発、取り締まりの強化(休校中の児童・生徒、高齢者のみならず感染者や濃厚接触者、発生が確認された事業所に対する嫌がらせを含む)  
(文公)
- (3) 長期の休校のストレスに伴う子供の虐待発生を阻止する対策について(文公-再-)

7 感染者やその家族、医療従事者等が不当な差別や偏見を受けることがないように対策を講じること。

**【主な意見】**

- (1) 感染者発生過程の児童・生徒の人権を守る対策を講じ、二次被害にならないよう努めること(文公)
- (2) コロナ対策事犯への啓発、取り締まりの強化(休校中の児童・生徒、高齢者のみならず感染者や濃厚接触者、発生が確認された事業所に対する嫌がらせを含む)  
(文公-再-)